

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業創造課）

項目名	成長志向の中堅企業等の成長を促進する税制措置の検討		
税目	—		
要望の内容	<p>中堅企業は、大企業を上回る売上高・従業員数等の伸びがあるなど、日本経済の成長の担い手であり、地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すことが期待される企業群であるが、中堅企業から大企業への成長割合は国際的に低い状況にある。</p> <p>成長志向の中堅企業等の成長を支援すべく、新たな需要獲得等に資する設備投資や、規模拡大・高付加価値化を目的としたグループ化等を促進する措置を検討する。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— 百万円 ( — 百万円) ( — 百万円)</p>	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 成長志向の中堅企業等が直面する経営課題に対応した所要の措置を行い、成長を後押しするとともに、当該企業の成長を通じた日本経済・地域経済への波及効果が図られることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 中堅企業は、大企業を上回る売上高・従業員数等の伸びがあるなど、日本経済の成長の担い手であり、地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すことが期待される企業群である。</p> <p>他方で、中堅企業から大企業へと成長した中堅企業の割合を国際的に比較してみると、欧米を下回る状況にあり、そのポテンシャルを十分に生かすことができていない状況にある。</p> <p>この要因の1つとして、我が国の産業政策の支援対象が、中小企業と中小企業以外の企業に二分されたものがほとんどであり、成長志向にある中堅企業が直面する経営課題に対応した支援が十分ではなかったことが考えられる。</p> <p>このため、成長志向の中堅企業等の成長を支援すべく、新たな需要獲得等に資する設備投資や、規模拡大・高付加価値化を目的としたグループ化等を促進する措置を検討する。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>1. 経済構造改革の推進 7. 中小企業及び地域経済の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023[令和5年6月16日閣議決定] 第2章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化 (中堅・中小企業の活力向上) 地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高100億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 [令和5年6月16日閣議決定] Ⅷ. 経済社会の多極化 1. デジタル田園都市国家構想の実現 (2) デジタル田園都市国家を支える地域交通、ヘルスケア、教育の整備 ⑤中堅・中小企業の振興 地域の良質な雇用を支える成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、人手不足の解消に向けた省人化投資や経営戦略作り、人材の獲得・育成・定着に向けた取組や外需獲得、M&amp;A、イノベーション等の取組について、予算・税制等により、集中支援を行う。</p>

		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—